

議案第17号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,899,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第6号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		1,957,998	20,000	1,977,998
	1 寄附金	1,957,998	20,000	1,977,998
歳入	合計	154,879,387	20,000	154,899,387

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,666,717	△5,182	12,661,535
	1 総務管理費	7,883,853	△5,182	7,878,671
5 農林水産業費		922,038	2,943	924,981
	3 水産業費	135,204	2,943	138,147
6 商工費		4,495,179	22,239	4,517,418
	2 観光費	1,750,429	22,239	1,772,668
歳出	合計	154,879,387	20,000	154,899,387

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
人材育成事業	令和6年度	19,800
合	計	19,800

議案第18号

和歌山市人材育成基金条例の制定について
和歌山市人材育成基金条例を次のように定める。

令和5年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市人材育成基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(同法第13条の2の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。)のうち、多様な人材の育成に要する経費の財源に充てるため、和歌山市人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。